

# 海外経済要録

## 米州諸国

### ◇米国、対外援助法成立

ケネディ大統領は8月1日、1962年対外援助権限法案に署名した。これは7月1日に始まる現会計年度に4,672百万ドルの債務負担権限を大統領に与えるもので、去る3月「対外援助教書」によって大統領が要請した額を2億6百万ドル下回る。

本法案については、まず下院において全国連加盟国が諸分進金を完納するまで米国の国債購入を禁止せんとする修正が行なわれ、次いで上院において共産主義国に対する余剰農産物以外の援助を一切禁止するとの修正、および対インド援助を昨年度の援助契約額の水準に押えようとする修正提案が行なわれたが、結局7月18日の上下両院協議会においてこれら修正案は撤回された。

主要項目別の内訳は次のとおり。

### 1963年度分対外援助予算

(単位・百万ドル)

	大 統 領 請 額	支 出 権 限 オ ー ソ リ ゼ ー シ ョ ン
開 発 贈 与	335	300
支 持 援 助 *	481.5	415
緊 急 資 金	400	300
「進歩のための同盟」基金	600	600
開 発 借 款 供 与	1,250	1,250
軍 事 援 助	1,500	1,500
そ の 他	311.5	307
計	4,878	4,672

\* もとの防衛支持。相互防衛体制の一環として、自国の経済力を超えた軍事力を保持する国に対して与える経済援助。

### ◇米国、事業設備の償却年限短縮

財務省は7月11日、事業設備の減価償却年限に関する税法上の規則の改正を発表、即日実施した(前掲「海外経済情勢」および7月号「国別動向——米国」参照)。新規則は「才入手続、第62—21号 Revenue Procedure 62~21」とよばれ、現行「規則 F Bulletin F」に代わるものである。旧規則は1934年、償却年限の規制開始時に制定され、1942年の大改正を経て現在に至った。今回

の措置は以来20年ぶりの全面的な改正である。ただし、この間実際上の償却年限は、内国才入局と個々の納税者との個別的な取決めによりかなり修正され、短期化していた。

改正の技術的な重点は、償却年限の短縮と償却手続の弾力化とである。すなわち、①まず新規則における平均償却年限は13年と、規則Fにおける19年ないし実質上の現行手続きでの15年に比べ、各32%および13%方の短縮となる。

つぎに、②旧規則では償却可能資産が約5,000種に細分され、その各々につき償却年限が定められていたが、新規則ではこの分類が産業別(および若干の共通資産別自動車事務用機械など)に75種程度とはるかにおおよびに取りまとめられることとなった。手数のかかる細部の点での厳格さよりも、大局的な見地からみた償却の妥当性が重視されたわけである。さらに、③新規則への移行も強制的でなく、従前の方式が有利な場合にはこれを継続することも可能であり、また新規則への移行の結果実際の償却額がどれほど大きくなっても移行後3年間は新規則による償却が認められる。しかしその後においては、大局的にみて償却速度の適否を判定するため、資産取得額に対する償却引当金額の比率につき、業種別その他の事情を考慮した標準的な比率が算定され、これを尺度として各企業の償却政策がチェックされることとなっている。財務省の推定によれば、今回の措置により全事業設備の70~80%が自動的に償却短縮の利益を受けることとなり、初年度の償却総額は34億ドル増加し、その結果15億ドルの減税となるとみられている。1954年に導入された償却繰上げ方式(所定償却年限内で早期の償却額を引き上げるもの)は、もちろん今後も続行されるが、これに加え目下議会で審議中の新投資7%税控除計画が成立すれば、投資第1年目の償却割合は日本および英国を除き国際的に最大となるといわれる。なお主要償却年限を例示すると次のとおり。

	新	現 行	(F規則)
電 気 機 器	12年	15年	17~20年
電 子 機 器	8	15	—
工 作 機 械	12	16	17~20
自 動 車 製 造	12	16	14~18
鉄 鋼	18	23	25
原 子 力 発 電	20	—	—
火 力 発 電	28	—	31
鉄 道	14	—	28

## 欧 州 諸 国

### ◇EEC共通農業政策の実施

EEC経済統合の最も困難な問題の一つとみられていた共通農業政策はいよいよ7月30日から実施にはいった。本政策が当面適用されるのは穀物、豚肉、鶏肉、卵、果実、野菜、ぶどう酒などEEC農産物の50～60%であるが、さらに11月からは牛肉、酪農製品、米、明年4月からは砂糖についても適用されることになる。これにより今後EECの重要農産物は生産、販売、貿易などすべての面で6か国共通の規則により規制されることとなり、また各国の農業政策もEEC完成の1970年を目標に漸進的に調整されることとなる。

共通農業政策は、一方で農産物の域内自由化(原則として単一市場を形成)を推進し、EECの枠内では極力農業の合理化、近代化をはかろうとする積極面をもっているが、他方EEC農業を世界市場から隔離し農産物価格を世界市場価格よりも高水準に維持し、これにより農民の所得水準の向上をはかろうとする消極面をもっている。本政策の実施は、過去1世紀以上にわたって伝統的な国内保護政策によって温存されてきた6か国農業に対し革命的な影響(とくに西ドイツ農業には深刻)を与えるものとみられるが、他方前記のように本政策が高価格政策を採用していることは米国、カナダ、アルゼンチン、豪州など域外諸国の農産物輸出にきわめて大きな影響を及ぼすものとみられる(世界の農産物輸出の34%はEEC向け)。

共通農業政策の概要は次のとおり。

- 1970年を目標に、農産物の品目別に加盟各国の市場、価格体系を漸進的に統合する。
- 農産物を3つのカテゴリーに分け、それぞれの市場情勢などに応じた共通政策を実施する。第一カテゴリー(穀物、酪農製品、砂糖)については最終的にはEEC単一市場の形成(域内完全自由化)を目標とし、後記のような最も徹底した統合政策が行なわれる。第二カテゴリー(肉類、卵)については基準価格は設けられるが、価格介入は原則として行なわれない。第三カテゴリー

(果実、野菜、酒類)については単に品質の規格化、不公正競争の規制を行なうにとどめる。そのほか品目別に超国家的な市場統制機関(たとえば小麦管理委員会)が設けられる。

- 域内農産物価格については、差し当っては現行各国の国内生産者価格を基準に主要消費地別に指標価格(prix indicatif、生産者価格+消費地までの諸経費など)が設定される(第一、第二カテゴリーの農産物)。指標価格の基準となる生産者価格は過渡期間中毎年接近措置がとられ、1970年には6か国の生産者価格は一本化される。指標価格よりも5～10%下に市場介入価格(prix d'intervention)が決められ、農産物価格が介入価格以下に下落するときは前記市場統制機関が介入価格で買いささえる(第一カテゴリーの農産物のみ)。
- 農産物の輸入に対しては、域内域外とも従来の関税、数量割当制はすべて撤廃され、これに代わって輸入課徴金が課せられる。輸入課徴金は輸入国の「輸入せき止め価格」(指標価格から輸入港消費地間の運賃などを控除したものと)EECにとって最も有利となる観点から算出される「最低のCIF価格」との差額に相当するものである。ただ域内農産物の輸入については、前記の相当額から一定の「域内商品優先額」が控除され、農産物輸入面で域内優先主義の原則が貫かれる(たとえば西ドイツへ輸入されるフランスの小麦はアルゼンチン産小麦よりも常に域内商品優先額だけ有利な条件をもつ)。
- 域外に農産物を輸出する場合には、世界価格とEEC価格の差額相当の輸出リベートが与えられる。
- 共通農業政策実施を円滑にするためEECは農業基金(Fonds d'Orientation et de Garantie Agricoles)を設立する。農業基金は①EEC農業の近代化資金、②加盟国の国内市場価格調整資金、③第三国への輸

### 主要農産物生産者価格

(単位フランス・新フラン)

	フランス	西ドイツ	イタリア	ベルギー	オランダ	ルクセンブルグ
軟質小麦(100kg当り)	40.65	55.07	52.39	47.88	42.91	49.70
大 麦( " )	32.20	44.76	36.74	41.49	37.45	—
甜 菜 糖(糖分16%、 トン当り)	65.17	83.93	71.09	63.69	57.27	—
牛 乳(1ℓ当り)	0.325	0.457	0.45	0.347	0.257	—
バ タ ー(1kg当り)	8.30	7.89	5.91	8.09	4.67	—
牛 肉(100kg当り)	242	226.69	201.50	266.70	213.48	—
豚 肉( " )	248.05	295.09	284.85	197.55	227.06	—
卵 (100個当り)	16.51	14.82	16.20	15.51	11.96	—
鶏 (1kg当り)	4.15	2.75	4.27	2.79	2.64	—

出補助金の供与を目的とするが、その資金源は①E E C予算を通ずる各国の分担金、②輸入課徴金が充てられる。

7. なおE E C農産物価格の最終的水準や、各国価格の共通価格への接近方法などについてはいまだに加盟国間の合意をみていないが、これらの問題は共通農業政策の性格を決定づけるものとして注目される。もし共通価格が現在のE E C農産物の平均価格以上に決められれば(その懸念はきわめて大)、E E C農業の自給率は向上するが、それだけ第三国のE E C向け輸出は圧迫されるわけである。

#### ◇フランスの第4次計画、議会で承認さる

フランスの国民議会は7月末第4次4か年計画(1962～65年)を正式に承認した。

本計画は過去3回の計画が各生産部門の設備近代化に重点が置かれていたのとは根本的に異なり、経済成長とならんで経済発展の成果の合理的配分といった社会的観点が強く打ち出されている。このため計画自体の名称も「経済近代化計画」(Le Plan de Modernisation et d'Equipement)から「経済社会発展計画」(Le IVe Plan de développement économique et social)と変更された。新計画の主なる特徴は次のとおり。

1. 対外収支の均衡を前提として国内の経済発展を考慮、GNP成長率を24%(年率約5.5%)一下表参照一としたこと(第3次計画では27%)。
2. 老人年金、家族手当などの増額をはかる一方、賃金の上昇を生産性向上の範囲内にとどめんとしていること。
3. 農業面では、(1)E E Cの共通農業政策実施に伴い価格、流通販売機構の改善、(2)農業基本法補助法の施行とあいまって、農業経営の合理化をはかる、(3)農家所得の向上を通じて、他産業との格差ならびに農業内の地域間格差縮小を旨ざしていること。

	増加額 (億NF)	増加率 (%)	全体に占める比率 (%)
経済投資	100	28	16
社会投資 (うち総合投資) <sup>(注)</sup>	65 (35)	36 (50)	10 (5)
政府支出	30	22	5
特別支出	430	23	67
その他	15	—	2
計	640	24	100

(注) 教育、運動施設、公共衛生、科学、文化施設および農村、都市施設などを含む。

4. 運輸通信網の拡充、科学技術研究施設の強化をはじめ、一般文化教育面などへの社会的投資を大幅に増大させようとしていること(増加率50%)。

フランスは、今後、E E Cのいっそうの進展、アフリカ諸国との共同体関係の緊密化、青年労働力の著しい増加など国内経済の運営に重大な影響を及ぼすいくつかの要因をかかえているが、3次計画からみれば計画当局が将来に対しかなり楽観的な見通しをもっていることは明らかであり、今後の成行きが注目される。

#### ◇ベルギー国立銀行の公定歩合引下げ

ベルギー国立銀行は8月8日輸出関係を除く公定歩合を4%から3%へ引き下げ(輸出関係手形は3%に据置)、9日以降実施した。

本措置は昨夏8月の引下げ以来5回目(5%→3%)のもので、最近の経済動向からみて、同国が今後の経済の安定成長に自信を深めたことに基づくものとみられる。すなわち鉱工業生産(第2四半期対前年比+3.7%)ならびに輸出(1～5月間前年比14%増)の着実な上伸に加え、賃金、物価も年初来ほとんど横ばいで安定を続けている。

今回の引下げの主眼は、前回同様同国の金利水準をE E C水準に接近させることにあるが、反面国内投資の促進をもあわせねらったものとも推測されている。

#### ◇オランダ銀行の支払準備率引下げ

オランダ銀行は8月13日、支払準備率を8%から7%に引き下げ、同月22日から実施することとなった。これはKLM航空会社の対米債務をオランダ銀行団が肩代り返済することになったのに伴い、資金窮屈化を緩和するためにとられたものとみられる。

オランダはさる4月の公定歩合引上げ(3.5%→4%)、銀行貸出の規制等(調査月報37年5月号海外経済要録参照)一連の金融引締めを強化しているが、同国の経済は、賃金上昇を背景に消費需要が根強く、輸入の引き続き増勢から貿易収支の赤字はごくわずかの改善にとどまるなど、目下かなり困難な情勢に直面している。

こうした事情からみて、今回の準備率引下げは単なる技術的調整の域を出ないものと思われる。

#### ◇オーストリア、IMF 8 条国へ移行

オーストリア政府は、8月1日かねてよりIMFより勧告を受けていた8条国移行を受諾する旨IMFへ通告した。同国では昨年来の金融引締め以来、入超幅が減少し、さらに観光収入の増加などもあって国際収支の基調

は好転し、これに短期資金の流入が加わって金・外貨準備は増加(6月末残高前年比+2億ドル)傾向にある。政府はかかる情勢に対応して商品輸入制限を漸次廃止(貿易自由化率OECD地域93%、OECD以外のGATT加盟国70%)しつつあったが、このほどこさらに旅行者に対する外貨割当および銀行券の持出し制限を除き経常取引面については完全な自由化を行なって、8条国移行の条件を整備した。なお資本取引面についてはさる7月5日に居住者による外国証券購入の制限を緩和したが、その他の取引きに対する制限は依然残っている。今回の8条国移行に際して「残存制限はできるだけ早く撤回する」旨、IMFより要請されたが、実質的な意味での完全交換性回復にはなお若干の時間を要するものと思われる。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇対印債権国会議の開催

対印債権国会議(第7回)が世銀主催のもとに、7月30日、ワシントンで開催され、インドの第3次5か年計画(1961年4月~66年3月)の第2年度分に対する援助増額問題が審議された。今回の会議は前2回にわたる流会(本年1月および5月。いずれも援助増額申出額がインドの要請額を大幅に下回ったのが原因)のあとをうけたものであるが、さきに第2年度分として承認済みの930百万ドルにさらに140百万ドルを追加することを決めた。これはインドの当面の援助増額期待額220百万ドル

(単位・百万ドル)

	1961年 度分	1962年度分			当初2 年度分 (1)+(2) +(3)
		1961/6 月承認 額(2)	1962/7 月増減 (△)額(3)	計 (2)+(3)	
米 国	545	500	△ 65	435	980
英 国	182	68	16	84	266
西 ド イ ツ	225	139		139	364
日 本	50	30	25	55	105
カ ナ ダ	28	28	5	33	61
フ ラ ン ス	15	15	30	45	60
オーストリア			5	5	5
ベルギー			10	10	10
イタリヤ			53	53	53
オランダ			11	11	11
世銀および 第2世銀	250	150	50	200	450
合 計	1,295	930	140	1,070	2,365

(注) オーストリア、オランダは前国会議(1962年5月)、ベルギー、イタリヤは今回会議から参加。

を80百万ドル下回っている。

なお、今回分を含めインドの第3次5か年計画の当初2年度分に対する西側の援助承認額は2,365百万ドルに達することになる。

### ◇インド、IMFからスタンバイ・クレジット取付け

インド政府は、当面の外貨危機に対処するため、7月9日、IMFから1億ドルのスタンバイ・クレジット(引出し期間7月以降1年以内)を取り付けた。

同国は昨年7月にもIMFから250百万ドル(うち127.5百万ドルは既往引出し分の返済に充当)を引き出ししており、今回の1億ドルが全額引き出されるとすれば、インドのクォータ6億ドルに対するIMFのインド・ルピー保有高は148%に達することとなる(最高限度200%)。

### ◇フィリピン、IMFからスタンバイ・クレジット取付け

フィリピンは4月12日、IMFから40.4百万ドルのスタンバイ・クレジット(引出し期間4月以降1年以内)を取り付けた。

今回のスタンバイ・クレジット取決めは本年1月のIMF借款(28.3百万ドル、引出し済み)に引き続いて、同国が当面している外貨準備の減少、ペソ相場下落などに対処して行なわれたものである。

### ◇タイの新産業奨励法

タイ政府は、このほど新産業奨励法を施行した。これは1960年施行の産業投資奨励法を改正したもので、政府は、奨励産業(経済開発に役立つもの119種を指定)に対する各種租税の減免措置、海外送金の規制緩和措置などを打ち出し、国内および海外からの投資促進を企図している。

主な改正点は次のとおり。

#### 1. 輸入関税、取引高税(Business Tax)の免除

##### (1) 工場建設用資材

従来奨励産業が工場建設のため輸入する設備用機械およびその部品にかぎり輸入関税のみを免除していたが、新法では工場建設用資材のほとんど全品目に対して輸入関税を免除し、さらに取引高税をも免除することとした。

##### (2) 原材料および補修部品など必需資材

奨励産業を重要業種別に新たに3類に分類し、各別に原材料および補修部品など必需資材に対する輸入関税、取引高税の減免を認めることとした。すなわちA類。(最も重要な鉄鋼業など38種)

奨励産業に指定後5年間、輸入関税、取引高税を全額免除。

B類。(やや重要性の少ない製紙業など18種)

同じく半額免除。

C類。(その他ホテル業など63種)

同じく3分の1免除。

### (3) 法人所得税免除期間の延長

従来法人所得税は奨励産業に指定後5年以内にかぎり2年間免除を認められていたが、新法においては指定時期に関係なく利潤発生後5年間免除を認めることとした。

### 2. 海外送金の規制緩和

従来より、海外からの投資元本およびその利潤については外貨送金が自由に認められていたが、新法においては規制が一層緩和され、奨励産業の海外借入およびその利子、特許権使用料などの外貨送金も自由に認められることとなった。

### 3. 申請手続きの簡素化

奨励産業指定申請手続きが簡略化された一方、認可手続きも簡素化され短時間で指定が受けられることとなった。

## ◇マラヤ・ドルのIMF平価決定

マラヤは7月20日、IMFの承認を経て、はじめてIMF平価を1米ドル=3.06122マラヤ・ドル(1マラヤ・ドル=32.6667米セント)に設定した。従来マラヤ・ドルの為替相場は1ポンド=8.57マラヤ・ドルとスターリング・ポンドにリンクした固定相場が採用されていた。今回設定のIMF平価は、この固定相場を基準にして決められたものである。

## ◇ニュージーランドの通貨経済審議会の勧告

通貨経済審議会(Monetary and Economic Council) (注)は、6月12日「ニュージーランドの経済成長」と題する第2回報告書を発表した。同報告書は、ニュージーランド経済の1949年から1961年に至る約10か年の動向は欧米先進諸国に比べてはなはだ不満足なものであり、基本的には生産性の低位、通貨ならびに国際収支の不安定に問題があるとし、次のような対策の勧告を行なっている。

### (1) 生産性の向上策

イ、開発促進のため政府、民間の各代表者からなる経済計画委員会の設立。

ロ、貯蓄・投資を促進するような税制改革(会社税・所得税の軽減、内部留保税の廃止など)。

ハ、金利ならびに資本調達に関する規制の廃止。

ニ、商業銀行の賦払信用業務および貯蓄銀行部門の兼業認可。

ホ、産業金融公社(Industrial Finance Corporation)の設立。

ヘ、技術者の賃金引上げおよび海外技術者の移入促進。

### (2) インフレならびに経済安定化対策

イ、最低賃金の引上げはできるだけ生産性向上の範囲内にする。

ロ、適切かつ弾力的な金融財政政策の採用。

ハ、商業銀行に対する適正貸出水準の事前指示およびこれに違反する銀行の懲罰。

ニ、農業の最低保証価格制度の再検討。

ホ、長期的な政策樹立のため議員の任期延長(3年→5年)。

### (3) 外貨対策

イ、輸出市場の調査ならびに積極的開拓。

ロ、外貨不足を補填するために10~15百万ドルの海外借入の導入(とくに当面の外貨危機に対しIMFから25百万ドルの借入)。

なお、英国のEEC加盟問題と関連し、同報告はとくにEECとなんらかの連合関係の締結、豪州との自由貿易地域ないしは関税同盟の結成の必要性をも付言している。

(注) 通貨経済審議会(昨年4月発足)は政府の諮問機関で、大学教授2名および経済専門家1名を委員として構成されている。同審議会の主要な任務は一般経済問題に関する報告を定期的な大蔵大臣に提出するほか、安定成長実現のための各種の政策を勧告することにある。

## ◇韓国、封鎖預金を全面的に解除

韓国政府は、7月13日、6月10日実施の通貨非常措置(6月号要録参照)に伴い凍結中の封鎖預金を実質上全面的に解除した。本措置の概要次のとおり。

(1) 凍結中の封鎖預金(約70億ウォン)のうち $\frac{1}{3}$ は自由預金とし、残りの $\frac{2}{3}$ (約47億ウォン)は期限1年の特別定期預金とする。

(2) 特別定期預金の利子は、一般定期預金の1年ものと同じく年15%とする(解約などの取扱いも一般定期預金と同様)。

なお、さきの通貨非常措置では、封鎖預金を産業開発公社(仮称、6か月以内に設立予定)の資金源に充当することとし、預金額見合いに同公社の株式を交付する予定であったが、今次措置により封鎖預金を実質上全面的に解除されたため同公社資金は別途調達しなければならぬこととなった。

## 共 産 圏 諸 国

### ◇1962年上半期のソ連経済発展計画の実績

ソ連中央統計局の発表(7月21日)によれば1962年上半期におけるソ連国民経済発展計画の遂行実績は次のとおりで、工業生産増加率は前年同期比10%増(昨年は前年同期比8.4%増)に達した。

#### 工業生産増加率

(前年比増加%)

	1959年	1960年	1961年	1962年
目 標	7.7	8.1	8.8	8.1
実 績	11.0	10.0	9.2	10.0(1~6月 前年同期比)

#### 全農作物の播種面積

(春まき・秋まきの合計、百万ヘクタール)

	1961年	1962年	増加率
総播種面積	204.6	215.7	5%
うち小麦	63.0	67.8	8
燕 麦	11.5	7.2	- 38
豆 類	4.3	8.3	92
(うち飼料用豆類)	(0.13)	(0.8)	(511)
てんさい	4.4	6.0	37
(うち飼料てんさい)	(1.3)	(2.7)	(117)
じゃがいも	8.9	8.7	- 2
野 菜	1.42	1.43	1

#### 畜産物国家買付高

(千トン)

	1961年上半期実績	1962年上半期実績	増加率
食 肉(生体重量)	2,631	3,101	18%
〃 (とさつ〃)	1,597	1,882	18
ミ ル ク	12,471	13,413	8
卵 (百万箇)	5,472	6,214	14

### 主要物資生産高・増加率

	1962年上半期実績	1961年上半期比増加率%	1962年目 標	過 去 の 年 間 実 績
鉄 鉄(百万トン)	27.1	8	56	27.4(1953年)
鋼 塊(〃)	37.6	8	76.9	38.1(〃)
圧 延 鋼(〃)	29.1	7	59.2	29.3(〃)
石 油(〃)	89.3	12	183	83.8(1956年)
電 力(十億kwh)	180	13	366	191(〃)
鉱物肥料(百万トン)	8.3	9	17.3	8.1(1954年)
金属切削機 工 作 機(千 台)	86.3	6	—	91.8(1953年)
鍛 造・ プレ ス 機(〃)	16.2	10	—	17.1(1955年)
農業機械(百万 ルーブル)	548	24	—	—
トラクター(千 台)	60.6	31	—	—
耕 耘 機(千 台)	60.6	31	—	—
セ メ ン ト(百万トン)	27.7	13	—	28.9(1957年)
組立鉄筋材(百万m <sup>3</sup> )	20	13	—	18.9(1958年)
綿 織 物(十億m <sup>2</sup> )	2.5	2	—	—
テ レ ビ(百万台)	1.1	14	2.1	1.3(1959年)
冷 蔵 庫(千 台)	400	23	877	426(〃)
洗 濯 機(〃)	0.8	43	1.8	0.7(〃)
食 肉(百万トン)	1.4	12	4.4	1.5(1940年)
バ タ ー(千トン)	361	7	—	382(1953年)
乳 製 品(百万トン)	4.7	6	9.9	1.5(1957年)